

出展規約

2024年10月4日（金）～6日（日）まで開催するケーブルフェスタ2024（以下、「本イベント」という）に際し、ケーブルフェスタ事務局（以下、「甲」という）と本イベント出展申込者（以下「乙」という）は、出展において、以下の規約条項を遵守のうえ本イベントを開催するものとする。

第一条(出展申込)

- (1) 本出展申込書に基づく出展の成立は、本申込書を甲が受領・承認した時点となります。
- (2) 甲は乙からの出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を発行します。乙は、甲が請求する出展料金を指定の期日までに納入しなければなりません。

第二条(有効期間)

本出展規約の有効期間は出展申込の成立より本イベントの終了、ならびに乙の甲に対する全てのイベントに関わる経費の支払義務が完了するまでとします。

第三条(出展スペースの使用期間)

出展場所については甲が行う小間割当によって決定し、乙に対して通知します。本出展申込に基づく出展スペース（出展スペースとは甲の小間割当によって決定した乙の出展規模と出展場所をいう）の使用期間はホテル名古屋ガーデンパレス 会場：4日、オアシス21会場：5・6日とします。（準備を除く）

第四条(出展社による出展の取り消し)

乙は、甲にその旨書面で申し出て、承諾を得た場合、出展契約を解約または変更することができます。この場合、甲は理由の如何を問わず、出展料金を返還しません。

第五条(主催者による出展の解約と変更)

- (1) 甲は、乙が甲の不利益になりうる、公序良俗に反すると判断した場合など、何等の催告なく、出展を解約・変更することができます。この場合乙に対して書面で通知します。なお、甲は、理由の如何を問わず、出展料金およびその他各種料金を返還しません。またこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。会期中、出展が解約された場合、乙は一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければなりません。

第六条（イベント開催の変更および中止）

- (1) 甲は、天災・人災・感染症・疫病・紛争その他不可抗力等甲の責めに帰しえない原因によって、会期・会場を変更または開催を中止することがあります。
- (2) 前項により会期・会場が変更された場合、乙はこの変更を理由として、出展を解約・変更することはできません。なお、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。
- (3) 第1項により開催が中止された場合、甲は、何等の催告なく、出展を解約することができます。甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

- (4) 乙が自己判断により、出展を取りやめる場合、返金可否の期限を8月15日の午前0時00分とします。
上記時間以前での申し出の場合は申込金額が入金済みであった場合全額返金、上記時間以降での申し出の場合は返金を致しません。
なお、入金前の場合には、出展を取りやめる旨を甲へ口頭、もしくはメールでの書面による連絡をもって、出展取りやめとします。
- (5) 開催以前に不可抗力により、甲が本イベント中止の判断をし、出展が解約された場合、甲は乙に既納の出展料金およびその他各種料金のうち、既発生の費用(会場費・人件費・製作費・外注費等)を控除した残額を返還します。

第七条(主催者の管理と免責)

- (1) 甲は、会期および搬入出期間中、会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、イベントの円滑な運営に努めます。また、上記実施に当たり、乙に対し搬入出・展示および実演などの中止・制限その他必要な措置を求める通知をすることがあります。通知を受けた乙は、自らの費用でそれに必要な措置を即時取らなければなりません。
- (2) 甲は、乙が甲の前項の措置に関する通知に従わない場合、自らの判断により必要な措置を取ることができます。その場合にかかる費用は乙の負担となります。なお、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任を一切負いません。
- (3) 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって発生する、乙の

出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等について、甲は責任を一切負いません。

- (4) 乙の人員や展示物に関する出入国管理や税関などの公的機関における諸手続は乙の責任において行うものとし、甲は、それらの公的機関の手続によって本イベントへの乙の人員の参加や展示物の出展が妨げられたとしても、いかなる点においても責任を負いません。
- (5) 会期中において、乙小間内での出展物による体験や試食・試飲による来場者および第三者との事故・損害・ケガについて、甲は責任を一切負いません。

第八条(出展社の管理)

- (1) 乙は、会期および搬入出期間中、自らの責任と費用により出展物・装飾物等を管理し搬入出・展示および実演等に際し、甲が別途定める「出展のてびき」に基づき最善の注意を払い、イベントの円滑な運営に努めなければなりません。
- (2) 乙は、自らおよびその代理人の不注意等によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の責任を負わなければなりません。

第九条(出展物)

- (1) 乙は、事前に甲の承諾を受けた物のみを展示することができます。
- (2) 甲は、乙が前項に違反する物を出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求める通知をします。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。その場合にかかる費用は乙の負担となります。

- (3) 前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該出展物の撤去の他、甲が適当と考える措置を取ることができます。その場合にかかる費用を甲は乙に請求します。乙は、これについての一切の請求・異議申立て等はできません。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任を一切負いません。
- (4) 乙は、甲が乙の展示物ならびにブースを記録として撮影することがあり、そのデータは甲の管理により、甲の企画・運営・主催する事業のパンフレット、ホームページなどに使用されることがあることを了承し、これを許諾します。

第十条（立ち入り点検）

- (1) 甲またはその代理人は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで、出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置をとることができます。ただし、緊急等の場合において、甲があらかじめ乙に通知することができない場合は、事後の報告をもって足ることとします。
- (2) 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければなりません。

第十一条(原状回復)

- (1) 乙は本イベントの会期終了後、ただちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾その他一切の物件を撤去のうえ、別途「出展のてびき」に定める時間までに展スペースを原状に回復し、甲に返還（以下、これらのことをあわせて「原状回復」という）しなければなりません。

- (2) 乙が前項の原状回復をしなかったときは、甲は、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分して、原状回復をすることができます。その場合にかかる費用は乙の負担となります。これについて、乙は、甲に対して、一切の請求、異議の申立て等はできません。
- (3) 本イベント終了と同時に乙が第1項による出展スペースの原状回復をしないときは、乙は甲が別に定める損害金を支払わなければなりません。
- (4) 乙は、甲に対して、出展スペースの原状回復にあたって、出展物、装飾物その他一切の物件の買取り、移転料その他一切の請求をすることはできません。

第十二条（禁止事項）

乙はつぎの行為をすることができません。万一、禁止された行為が確認された場合、甲は乙に対し直ちに行為の中止を求めます。なお、中止命令に従わない場合、甲は乙に対し展示の中止、装飾の撤去を行います。甲は、これにより生じる費用は乙に請求することができます。

- ① 出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として供し、譲渡もしくは貸与または出展者相互間で交換すること。
- ② 会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で、出展物の展示や装飾施工もしくはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場所については、この限りではありません。
- ③ 他の出展社や来場者ならびに甲に迷惑となる行為を行うこと。
- ④ 出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは

は敷地に損害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

- ⑤ イベント会場にて知的財産を侵害する展示物（模倣品）の展示・販売を行なうこと。

- ⑥ 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められること。
- ⑦ この契約条項およびその他甲が別途定める「出展のてびき」において禁止された行為行うこと。

第十三条(規定の遵守)

乙は、本出展規約およびその他甲が別途定める規程等を遵守しなければなりません。

また、甲は、やむを得ない事情により、諸規程を変更することがあります。乙は変更後の新规定等を遵守しなければなりません。更に、これら規程については、本イベントの健全な運営のため、その実行に協力しなければなりません。

第十四条（その他）

本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展のてびき」等の規程によるものとします。